

ファミリエクラブ利用会員規約

第1章 総 則

第1条(目的・名称)

ファミリエクラブ株式会社(以下「ファミリエクラブ」といいます。)は、病児保育・病後児保育サービス、病児保育室・病児保育ルーム(以下「病児保育室」といいます。)の運営、一時保育等の保育及び子育てに関する事業を行うことにより、地域の子育て環境の向上、地域社会の活性化を図ることを目的とする団体です。

第2条(適用範囲)

1. 本規約は、ファミリエクラブが提供する病児保育・病後児保育サービス、一時保育等のサービス、病児保育室(以下「サービスプラン」といいます。)の利用を申請し、ファミリエクラブが当該申請を承諾したすべての者(以下「利用会員」といいます。)に適用されます。
2. ファミリエクラブが、法令の範囲内で、書面により本規約と異なる特約を結んだときは、前項にかかわらず、当該特約が優先するものとします。

第3条(定義)

1. 保育スタッフ
保育スタッフとは、利用会員からの保育申込みに応じて保育を行う者、又はファミリエクラブのオフィスにおいて保育に関する事務に従事する者で、保育士資格等を有する者又は子育て経験のある者又はファミリエクラブが指定する所定の研修を修了した者をいいます。
2. 病児保育
病児保育とは、月齢満6か月から小学校6年生までの児童(以下「対象児」といいます。)が風邪その他の病気に罹患した場合に、保育スタッフが当該対象児の自宅にて、当該対象児童を一時的に預かり保育することをいいます。ただし、以下の場合を除きます。
 - ① 医療機関による入院治療の必要がある場合
 - ② 重度の疾患の場合
 - ③ 医師が保育スタッフによる預かり保育を禁じた場合

3. 病後児保育

病後児保育とは、病気回復期にある対象児を、保育スタッフが当該対象児の自宅にて、一時的に預かり保育することをいいます。ただし、前項但書に該当する場合を除きます。

4. 病児保育室

病児保育室とは、ファミリエクラブと病児保育室の運営に関して、業務委託契約を締結した法人(以下「対象法人」といいます。)が指定する専用スペース内において、保育スタッフが当該対象児を一時的に預かり保育することをいいます。

5. 一時保育

一時保育とは、保護者の育児方針、教育方針に基づき、保護者に代わり訪問保育の形で育児支援することを目的と致します。

第2章 サービスプラン

第4条(サービスプランの内容)

ファミリエクラブが提供するサービスプランは、以下とします。

- ① 病児保育プラン(病児保育・病後児保育を主たる内容とした契約)
- ② 一時保育プラン(一時保育を主たる内容とした契約)
- ③ 病児保育会員向け一時保育プラン(病児保育プランの会員向けに一時保育プランを追加した契約)
- ④ 病児保育室プラン(対象法人が指定する専用スペースでの預かり保育を主たる内容とした契約)

第5条(利用料金・キャンセル料金・支払方法・利用方法・利用の制限)

利用会員は、病児保育プラン、一時保育プラン、病児保育会員向け一時保育プラン、病児保育室プランの利用料金、キャンセル料金・支払方法、利用方法、利用の制限については、別途配布されるガイドラインに従うものとします。

第3章 利用会員

第6条(利用会員資格)

ファミリエクラブの利用会員としての資格は、次の条件を全て満たした者に与えられません。

1. 対象児の親御様なお、妊娠中(その配偶者も含みます。)又は月齢満6か月に満たないお子さまの親御様も含まれますが、出産されるまでは「予約会員」として利用会員に準じた資格となります。
2. ファミリエクラブによる、入会時の健康チェックで、保育の提供が困難でないと判断された対象児の親御様。

保育の提供が困難なお子さまとは

- ・医療行為が恒常的に必要な障害を持ったお子さま
 - ・専門的な特別支援教育を必要とするお子さま
 - ・アレルギーなどの症状が著しく重いお子さま
 - ・慢性疾患をお持ちで、通常保育の困難なお子さま
 - ・重篤な喘息の既往をお持ちのお子さま
 - ・麻疹などの感染性が強い疾病のお子さま
 - ・エピペン注射、各種吸入、カテーテル等の特別な医療行為が必要なお子さま
3. 妊娠時に喫煙経験がない方(母親)又はこどもの前で喫煙を常習とする親御様や同居の親族がいない方
 4. 健康保険に加入されている方
 5. 過去に規約違反で脱会していない方で、新たに加入される方
 6. 反社会的勢力にかかる団体又はその関係者でない方
 7. その他、ファミリエクラブが登録を相当と判断した方

第7条(入会手続き)

病児保育プランをご利用いただく場合、以下 1.から 5.にしたがい、また病児保育室プラン、一時保育プランをご利用いただく場合、以下 3.から 4.または 3.から 5.に従い、入会手続きを履行していただきます。

1. 説明会もしくは資料請求の申込み
2. 説明会への参加もしくは資料請求の実施

3. (利用内容、利用料金等に合意の上)入会審査の申し込み
4. 利用情報の登録
5. 個別説明の実施

第8条(利用会員資格の一時停止・除名)

利用会員が以下の事由に該当すると、ファミリークラブが判断した場合、ファミリークラブは、利用会員資格の一時停止又は除名することができます。この場合、利用会員は、利用会員資格の一時停止又は除名の時点における未納金があるときには、これを即時に完納して頂きます。この場合、一時停止又は除名の日の属する月の月会費及び利用料を含むものとします。預かり金を受領している場合は、未納金を預かり金より相殺します。なお、利用会員資格を除名された場合、再度、利用会員資格を取得することは出来ません。

1. 本規約に違反した場合
2. ファミリークラブ及び、他の利用会員の名誉又は信用を毀損し、秩序を乱した場合
3. 利用料金等の支払いを遅滞し、支払いの催告に応じない場合
4. 期限内に、契約書類の提出確認が取れない場合
5. 法令に違反する行為を行った場合
6. ネグレクト又は虐待(通報あり)が行われた場合
7. ファミリークラブに対して虚偽の報告を行った場合
8. 保育スタッフが安全に保育する環境が確保できないと判断した場合
9. ネットワークビジネス、宗教勧誘又は政治動員を他の利用会員に対して行った場合
10. 反社会的勢力の関係者であることが判明し、又はその疑いがあるとファミリークラブが判断した場合
11. 対象児の健康状態に変化があり、ファミリークラブが保育の提供が困難であると判断した場合
12. その他、ファミリークラブが利用会員として適切ではないと判断した場合

第9条(利用会員資格の譲渡)

利用会員は、有償・無償を問わず、利用会員の地位を第三者に譲渡、移転、その他の処分をすることはできません。

第 10 条(退会手続)

1. 利用会員がファミリエクラブからの退会を希望する場合、当月5日までにファミリエクラブが指定する方法で退会申出を行うことにより、翌月末において退会することができます。
2. 利用会員は、退会時に未納の利用料金を完納する義務を負います。
3. 利用会員より預かり金を受領している場合は、未納金を預かり金より相殺します。

第 11 条(利用会員の義務)

利用会員はファミリエクラブに対し、以下に掲げる義務を負います。

1. 第5条に定めた料金を遅滞なく支払うこと
2. ファミリエクラブに届け出た情報(対象児の健康情報、住所等の個人情報を含みます。)について変更があった場合、変更後の最新情報を遅滞なく届け出ること
3. 病児保育プラン、一時保育プラン、病児保育会員向け一時保育プラン、病児保育室プランを利用するにあたり、対象児の病状、アレルギーの有無、その他対象児を保育するために必要な事項として、ファミリエクラブが定めた事項を告知すること
4. 病児保育プラン、一時保育プラン、病児保育会員向け一時保育プラン、病児保育室プランの利用を予定している対象児が、入院その他により各プランの利用が困難な状態に至った場合、その旨を遅滞なく届け出ること
5. 保育を予約する際には、対象児の病状・病歴、アレルギーの有無、喘息の有無、その他対象児を保育するために必要な事項としてファミリエクラブが定めた事項を告知すること
6. 保育利用中は、届け出ている連絡先で、必ず連絡をとれるようにすること
7. 保育利用中、対象児の病状変化により、ファミリエクラブから帰宅要請があった場合、速やかに応じること
8. 保育が利用会員宅で行われる場合、利用会員宅所在の物品を適切に管理すること

第4章 対象児の保育

第 12 条(利用方法と利用の中止)

1. 利用会員は、ファミリエクラブが別途配布するガイドラインに従って保育の予約を行い、保育を利用するものとします。
2. 以下の場合、保育の利用が出来ない、もしくは中止する場合があります。
 - ① 重度の疾患の場合
 - ② 保育中に著しく病状が悪化した場合
 - ③ 医師が保育の利用を禁じた場合
 - ④ 新型感染症の発生や自然災害や停電、断水、交通機関の大幅な乱れなどにより、サービスの提供を継続することが困難になった場合、もしくはファミリエクラブが保育の安全を保てないと判断した場合
 - ⑤ 感染症の流行が警報もしくは注意報レベルにあるとき
 - ⑥ 感染症の流行警報や注意報に相当する保育の利用予約数が確認されたとき
 - ⑦ 複数の感染症が同時に流行し、保育の利用予約数が著しく増加した場合
 - ⑧ 保育スタッフの体調不良により、保育の安全確保が難しいとファミリエクラブが判断した場合
 - ⑨ 保育スタッフの労働安全衛生の確保が難しいと、ファミリエクラブが判断した場合
 - ⑩ 「新型コロナウイルス感染症 感染防止対策の基本方針」に該当する場合
 - ⑪ 保育の利用回数やキャンセル回数が、全利用会員の平均的な回数よりも著しく多く、安定的な保育の運営維持が困難であると、ファミリエクラブが判断した場合
 - ⑫ 第 11 条第 2 項から第 5 項までに定める事項についてファミリエクラブに対して正確に伝達しなかった場合
 - ⑬ その他利用会員が本規約に違反した場合

第 13 条(保育スタッフの選定と指定)

ファミリエクラブは、利用会員の希望に合うようにファミリエクラブの判断基準に基づきスタッフを選定し、利用会員はその選定をファミリエクラブに委ねることとします。

第 14 条(医療行為等について)

1. 保育スタッフは、医療またはそれに順ずる行為はしないものとする。ただし保育スタッフが利用会員に代わって投薬を代行する場合は、医師から直接指導を受け

た保護者の指示によるものとし、その結果について、ファミリークラブ及び保育スタッフは一切の責任を負わないものとします。

2. 保育中に対象児の病状が悪化した場合、保護者に相談無く、医療機関に受診する場合があります、その場合には事後報告とならざるを得なくなり、利用会員はこれを承諾するものとします。

第 15 条(かかりつけ医での診察)

1. 利用会員が病児保育プランの利用を希望する場合、原則として利用当日に対象児をかかりつけ医に受診させなければなりません。ただし、利用日の前日に受診し、特に症状に変化が認められない場合は、この限りではありません。
2. かかりつけ医に対して、医療費を支払う必要が生じた場合は、利用会員の自己負担とします。

第 16 条(保育中の消耗品の使用)

1. 紙おむつ、ミルクその他保育中に必要な物品(以下「消耗品等」といいます。)は、利用会員の自己負担とします。
2. 保育スタッフは、対象児の保育中に消耗品を使用した場合、対象児の引き渡しを行う際に、当該消耗品の使用報告を行います。

第 17 条(対象児のお引渡し)

1. 保育スタッフによる保育終了後の対象児のお引渡しは、利用会員又は利用会員がファミリークラブに事前に通知した者に対してのみ行うものとします。なお、利用会員以外の者に対して対象児をお引渡しする場合、保育スタッフは、顔写真付きの身分証明書等により本人確認を行う場合があります。この場合、本人確認がなされた後でなければ対象児のお引渡しを行いません。
2. 離婚、親権者の変更その他の事由により、対象児のお引渡しについて特に注意を要する場合は、利用会員はファミリークラブにその旨を通知しなければなりません。

第 18 条(再委託の許容)

ファミリエクラブは、業務の遂行にあたり、その雇用するスタッフに業務を遂行せしめ、又はファミリエクラブが自己の責任で、第三者に本件業務を遂行させることができます。

第 19 条(直接契約、指揮監督の禁止)

1. 利用会員は、業務を遂行する保育スタッフ又はファミリエクラブから委託を受けて業務を遂行する第三者との間で、病児保育プラン、一時保育プラン、病児保育会員向け一時保育プラン、病児保育室プランと同種の業務について直接の契約をしてはなりません。
2. 利用会員は、前項に違反した場合、ファミリエクラブに対して委託金として直近 1 年間分の利用料金相当額を支払わなければなりません。利用実績が 1 年に満たない場合には、利用実績を日割り計算し、その 365 日分相当額を支払わなければなりません。
3. 利用会員が利用申込書に定めのない事項又は時間について、サービスの利用を希望する場合、利用会員はファミリエクラブに連絡をして、ファミリエクラブが保育スタッフと協議の上、その遂行の可否、遂行方法及び手順などを決定するものとし、利用会員は保育スタッフに直接の依頼、命令、指揮、監督をしてはなりません。

第5章 事 故

第 20 条(損害賠償の範囲)

1. 保育スタッフが対象児を保育中、保育スタッフの過失により対象児又は利用会員の物品に損害を与えた場合、ファミリエクラブ又はファミリエクラブ委託先の事業者が加入している損害賠償保険の範囲でのみ賠償いたします。なお病児保育室プランの会員についても、ファミリエクラブが加入している賠償責任保険の範囲内でのみ賠償します。ただし、保育スタッフに過失がある場合でも、以下の損害についてはファミリエクラブは何ら責任を負いません。
 - ① 利用会員が、第 11 条第 2 項から第 5 項までに定める事項について、ファミリエクラブに対して正確に伝達しなかったことに起因する損害
 - ② 利用会員が適切に物品を管理していないことに起因する損害
 - ③ 保育の依頼を受けていないお子様に起因する損害

- ④ 対象児の主治医から提出された、病児保育に関する意見書の疾患に起因する損害
 - ⑤ 保育スタッフが対象児を保育中、対象児に乳幼児突然死症候群(SIDS)等の原因不明の事故が発生した場合における損害
2. 不可抗力による事故の場合には、ファミリエクラブはその責任を負いません。

第6章 個人情報の保護

第 21 条(個人情報の取り扱い)

ファミリエクラブは、利用会員の個人情報に関しファミリエクラブの「個人情報保護方針」(ファミリエクラブのウェブサイト(<http://www.familieclub.com/>))にその詳細を開示しています。)に基づき適切に利用及び管理を行います。

第7章 通報

第 22 条(児童相談所等に対する通報)

児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき、ファミリエクラブは児童虐待の可能性があると判断した場合には、福祉事務所もしくは児童相談所に通報します。

第8章 その他

第 23 条(細則等)

業務遂行上必要な細則・ガイドライン等(以下「細則等」といいます。)は、別途ファミリエクラブがこれを定めるものとし、定めた細則等は、利用会員に配布するものとします。

第 24 条(本規約及びガイドラインの改訂)

1. ファミリエクラブは、必要に応じて本規約及びガイドラインを変更することができるものとし、その効力は全ての利用会員に及ぶものとします。
2. ファミリエクラブは、本規約及びガイドラインの内容を変更する場合、変更内容をその変更の1ヶ月前までに利用会員に対して会員専用サイトにて通知するものとする。当該変更内容の通知後、利用会員が病児保育プラン、一時保育

プラン、病児保育会員向け一時保育プラン、病児保育室プランを利用した場合又は1ヶ月以内に退会手続を取らなかった場合、利用会員は、当該変更内容に同意したものとみなします。

第 25 条(サービスの変更・廃止)

ファミリエクラブは、天災、法令制定・改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化やその他ファミリエクラブにとってやむを得ない場合、ファミリエクラブは本サービスを変更し、又は廃止することとします。ファミリエクラブが本サービスを停止する場合、利用会員は、本サービスの停止日の属する月の月会費及び利用料をファミリエクラブの請求に従って支払うものとします。

第 26 条(オフィスの営業時間と休業日)

1. 営業時間は、原則として午前 9 時から午後 18 時までとします。ただし諸事情により休業する場合は、ファミリエクラブホームページにて記載することにより通知します。また予約・キャンセル・変更等の窓口業務については、規定の受付時間内に通知があった場合のみ対応するものとします。
2. オフィス休業日は、原則として土曜・日曜・祝日・夏季休業期間及び年末年始休業期間となります。その他諸事情により休業する場合があります。

第 27 条(管轄裁判所)

本規約に起因して生じた一切の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。